

社会福祉法人すずみ会大和田西保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ当園が説明しておくべき事項

令和5年7月20日

◎運営主体

名称 社会福祉法人すずみ会
 所在地 千葉県八千代市八千代台北17-7-10
 電話番号 047-482-0121
 代表者職氏名 理事長 田口 賢

◎施設概要

施設の種類	保育所
施設の名称	大和田西保育園
施設の所在地	八千代市八千代台北17-7-10
電話番号	047-482-0121
施設長	吉川 朗子
受入年齢	生後57日目～小学校入学前
利用定員	0児 9名 1・2歳児 33名 3歳児以上 78名 計 120名
開設年月日	平成20年4月1日

◎施設の目的及び運営の方針

大和田西保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規程に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る事を目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、子どもの最前の利益を第一に、福祉を積極的に増進するよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもの利益のため保育園における環境を通して養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

◎施設の概要

(1) 園舎等の概要

敷地面積	1566.46 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨造2階建て
園舎面積	1054.50 m ²
園庭面積	567.66 m ²

1. 主な設備

設 備	部屋数	面積	備考
乳児室 ほふく室	2 室	128.43 m ²	
保育室 遊戯室	5 室	355.64 m ²	
調乳室	1 室	4.15 m ²	
沐浴室	1 室	10.75 m ²	
調理室	1 室	39.00 m ²	
事務室	1 室	45.50 m ²	

2. 提供する保育の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

- ・ 保育園の性質上、まずは健康であることと考え、“元気でお預かりしたら、元気でお返しする”ことを大切に保育をすすめる。
- ・ “教育は文化である”と考え、子どもたちに質の高い文化の提供を行い、且つ、五感を通してワクワク、ドキドキする体験をする。
- ・ 大事な人様の子をお預かりし、子どもは立派な人格を持っているということを常に念頭におき、丁寧に保育をすすめる。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1 人	運営の統括、子ども・職員・施設の管理
主任保育士（副園長）	1 人	保育の統括、地域の子育て支援
保育士 （常勤パート、パート含む）	24 人	保育業務
看護師	1 人	子ども・職員の健康管理
栄養士	1 人	栄養管理、献立作成、給食調理、給食指導
調理員	5 人	給食調理
事務員	1 人	事務担当
時間外職員	16 人(有資格者 4 人)	時間外保育業務

・ 嘱託医

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を結んでいます。

(1) 内科

医療機関の名称	どいこどもクリニック
医師名	土井 弥寿子
所在地	八千代市八千代台西 2-2-7
電話番号	047-483-4885

(2) 歯科

医療機関の名称	高橋歯科医院
歯科医師名	高橋 正雄
所在地	八千代市大和田 3 0 9
電話番号	0 4 7 - 4 8 2 - 2 3 0 1

4. 保育の提供を行う日及び時間帯

月曜日から土曜日まで保育実施。

日曜、祭日、年始年末(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

但し、災害などで運営困難な場合は休園になることもあります。

(1) 保育標準時間認定を受けた保護者の方の場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、それぞれの保護者の方の就労時間、通勤時間を基本にし、園長と確認の上、それぞれ決定し

ます。なお、18時以降の時間帯に、就労時間、通勤時間の理由により保育が必要な場合は、19時までの間で必要な時間が延長保育時間となり、個別に決定します。

(2) 保育短時間認定を受けた保護者の方の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

なお、7時から8時30分までと16時30分から19時までは、園長の判断のもと、利用することができます。

5. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る保育料は、教育・保育給付認定を受けた八千代市に対し、八千代市が定める保育料（標準時間または短時間）を市が指定する口座にお支払ください。尚、3歳児クラスから5歳児クラスは保育の無償化の対象となります。また、市の規定により保育料等が軽減。減免の対象になる場合があります。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

保育料の他に次にあげる費用をご負担いただきます。以下は、当園への支払いとなり、毎月、口座引き落としとなります。入園の際、お子様ごとの口座振替の手続きをご案内します。請求する料金は月末に締め、翌月27日に各口座より引き落としとなります。尚、口座振替の手数料は1回につき90円となります。

◎当園にお支払いいただく必要がある費用

・日本スポーツ振興センター保険掛金 300円/年度ごと

・カラー帽子 940円または1,000円（業者から直接納入）
クラスごとに色が異なります。

・バス遠足など行う等、状況によって交通費などの実費

・延長保育の料金

延長料金が発生する時間帯

保育短時間認定の方 7:00～8:30 16:30～19:00

保育標準時間認定の方 18:00～19:00

※いかなる理由があってもお支払いください。

*保育短時間認定の方

7:00	8:30	16:30	19:00
200円/30分	保育短時間 (8:30～16:30)	200円/30分	

*保育標準時間認定の方

7:00	18:00	18:30	19:00
保育標準時間 (7:00～18:00)	200円/30分 上限1,500円	200円/30分 上限1,500円	

*園の開園時間は7:00～19:00までです。やむをえず19時を過ぎる場合は園に必ずご連絡ください。尚、別途料金（200円/10分）が発生します。

・給食費(3歳以上5歳児クラス)

3歳児から5歳児のクラスのお子さんは保育の無償化の対象となっておりますが、給食費は無償化の対象外となります。給食費は園にお支払いください。尚、0歳児から2歳児はお支払いいただく保育料の中に給食費が含まれていますので給食費を別途お支払いいただく必要はありません。また、市の規定により、給食費が免除となる場合があります。

給食費は以下の通りとなります。

就労証明書等にて、週6回、または週5回以下を事前に申請し、園が承諾します。

週5回以下	5,800円
週6回	7,250円

6. 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けた時に、開始するものとします。
- (2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、または、その他利用の継続について重要な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。
 - ・入園は市役所子ども保育課に申請する。
 - ・退園、転園は前月の10日までに市役所子ども保育課に書類を提出する。

7. お子さんの緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該児の保護者及び市に連絡をするとともに、当該児のかかりつけ以外の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

8. 非常災害対策

当園では、緊急連絡に保育 ICT システムのキッズビューの連絡アプリを使用しています。入園と同時にアプリをダウンロードしていただきます。地震などの非常災害の緊急連絡等は、「お知らせ」で連絡します。

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応します。
避難・備蓄用品	避難用リュック、ミネラルウォーター、 備蓄米、食糧、懐中電灯 他
避難場所	園庭、大和田南小学校(八千代市大和田 628) 八千代中学校(八千代台北 14-9-1)

9. 食物アレルギー児への対応

医師の診断に基づき、可能な限りアレルギー除去食を提供しています。

10. 虐待などの防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、状況を確認、把握し、関係機関と連携を図り必要なサポートをします。

11. 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターでの児童災害共済
保険の内容	・医療費 療育に要した医療費総額 500 点 (5,000 円) 以上が支給対象 ・障害見舞金 ・死亡見舞金
保険の種類	全国私立保育園連保険制度
保険の内容	・対人 1 名 2 億円 ・1 事故 10 億円 ・対物 1 事故 200 万円

12. 個人情報について

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう入学する予定の小学校との間での情報提供
- ・他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供

13. 写真、動画の撮影、ホームページへの写真の掲載について

・写真や動画の撮影について

保護者の方の参観が可能な運動会、発表会、卒園式以外の園内での撮影を個人情報保護のためにお断りしています。お子さんの撮影を希望されない保護者の方がいることをご理解、ご承知頂き、写真や動画をインターネット上に公開しないことをお約束ください。

・業者による写真の撮影と販売について

全園児対象に、年に数回、業者による写真の撮影と販売を行います。撮影業者は契約先カメラマンにお願いしています。インターネット上での販売となり、保護者の方のみにお知らせするアクセスコードを入力していただくことで写真が閲覧、購入できます。お子さんの写真の撮影を希望されない方は、事前に園にお申し出ください。

・ホームページへの写真の掲載について

園のホームページに、お子さんの写真を掲載させていただきます。保護者の方のみ閲覧できるための鍵付きのページからアクセスできます。入園時、進級時に ID とパスワードをお知らせします。尚、お子さんの写真の掲載を希望されない方は、事前に園にお申し出ください。また、年度途中で転園、退園される方は、悪用なされないことをお約束ください。

14. 園との連絡方法

・毎日の連絡

園で導入している保育 ICT システムのキッズビューの連絡アプリを、ご家庭と園をつなぐ毎日の連絡として使用しております。お子さんの出欠、体調、ご家庭での様子をお知らせいただき、園からは一日のお子さんの様子、園からのお知らせ、また行事、身体検査などお知らせしています。登園する場合、毎身体調の様子をアプリにてお知らせください。

・ホームページでのお知らせ

園のホームページは、保護者の皆様にお知らせしたい大切なお知らせや、日々の子どもの様子を動画や写真にて掲載しています。また、「園だより」、「給食室から」、「保健室から」のお知らせも随時更新して掲載しています。入園時と進級時に園からお知らせする ID とパスワードを使い、保護者専用ページに入り、随時ご確認ください。

ホームページアドレス	https://www.owada-hoiku.jp
------------	---

・電話での連絡

園でお子さんが急な発熱で体調が悪くなる、遊んでいる途中で怪我をした、など緊急を要する場合は電話で、保護者の方に連絡をします。保護者の方も急にお迎えが遅くなる、急にお迎えの時間や迎える方がいつもと違う、など、緊急な連絡は、園に直接電話で連絡をしてください。下記に記載した園の携帯は、保育園の開園時間以外の緊急を要する場合とします。

電話番号	047-482-0121
携帯番号（園の開園時間以外の緊急を要する場合）	070-1217-4974

15. 入園時にお知らせいただいた保護者、お子さんの情報が入園後変更することがあった場合、一度認可されたものが変更になる場合があります。住所変更、就労先変更、また保育を利用する事由の変更により保育時間が変更するなどの場合は必ず速やかに園までお知らせください。また、園との話し合いが生じる場合もあります。ご了承ください。

16. ご意見・ご要望等の申し出窓口の設置について

本園では、保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、さらなる資質向上を目指し、社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様のご意見・ご要望(苦情を含める)の申し出窓口を設置し、意見・要望に対して適切に対応する体制を整えています。

本園における意見・要望等の相談解決責任者、受付担当、第三者委員を下記のように設置しています。

1. 相談解決責任者 吉川 朗子 (大和田西保育園 園長)
2. 受付担当者 澤口 恭子 (大和田西保育園 副園長)
3. 第三者委員 斎藤 好一 (連絡先 487-4385)
星 久美子 (連絡先 485-8271)

◎意見・要望等の受付・解決方法

(1) 意見・要望等の受付

意見・要望等は面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接申し出ることもできます。

(2) 意見・要望等の受付の報告、確認

受付担当者が受け付けた意見・要望等を相談解決責任者と第三者委員(相談者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告します。

(3) 意見・要望のための解決話し合い

相談解決責任者は相談者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、相談者は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。尚、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次のように行います。

- (ア) 第三者による意見・要望の内容の確認
- (イ) 第三者による解決案の調整、助言
- (ウ) 話し合いの結果や改善事項の確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本園で解決できない場合は、下記の千葉県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てすることができます。

・千葉県運営適正化委員会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番5号(千葉県社会福祉センター内)

TEL:043-246-0294 FAX:043-246-0298 E-mail:support@chibakenshakyo.com